

《かすやエール商品券事業概要》

1. エール商品券について

- (1)名 称 かすやエール商品券
- (2)発行団体 粕屋町
- (3)対象者 令和8年2月1日現在、粕屋町に住民登録している方
- (4)商品券額 一人あたり 6,000 円
- (5)配布方法 簡易書留郵便により、世帯主宛てに世帯全員分の商品券を同封して送付
- (6)配布時期 3月下旬(予定)～5月下旬(予定)
- (7)使用期間 令和8年4月1日(水)～令和8年8月31日(月)

2. 利用について

- ①取扱加盟店は貸与された端末(専用アプリ)にて決済を行います。
- ②店舗アプリで利用者のカードに表示されたQRコードを読み取り、加盟店がお客様の指定した支払金額を入力します。
- ③お客様に店舗アプリに入力した金額を確認してもらい支払いを実行します。



3. 換金について

(1)換金方法

毎月3回、エール商品券で決済された売上を自動集計し、未換金額が1万円以上の場合、指定された銀行口座へ振込します。

(2)換金サイクル

- ①換金締日 毎月3回(10日・20日・末日)
- ②締日より原則4営業日後に振込 ※初回振込日は4/24(金)
- ③最終振込日(令和8年9月4日(金))は1万円未満でも全額振込します。
- ④振込手数料はかかりません。

(3)換金手数料・登録手数料

①換金手数料無料 ※但し、商工会会員でない場合は換金額の1%を徴収します。

②登録手数料無料 ※但し、商工会会員でない場合は13,000円。

(4)その他注意事項

商品券の使用対象にならない商品やサービスは以下のとおりです

- ・出資や金融商品の購入(株式、債券等)
- ・商品券の転売、譲渡
- ・商品券、切手、印紙、宝くじ、プリペイドカードのチャージ等、換金性の高いもの
- ・現金への換金
- ・たばこの購入
- ・車検の法定費用
- ・事業用の仕入等の事業に関連した支出
- ・国や地方自治体への支払い
- ・税金、電気、ガス、水道代等の公共料金および町指定ゴミ袋
- ・医療費、医療保険の適用のある診察代や薬代の自己負担分
- ・土地および家屋の購入、家賃や月極駐車場代等、不動産に係る支払い
- ・特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・その他、本事業趣旨に反する行為等